

## 意見検討結果一覧表

(案名：いわて特別支援教育推進プラン)

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	早期からの教育相談・支援の充実を図るためには、市町村の保健師、保育園・こども園等を担当する部署との連携が不可欠である。市町村就学支援担当者への理解のみならず、他の担当部署にも本施策の意義を伝え充実させてほしい。	ほか1件	11 頁の「★教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援」において、意見のとおり、保健福祉・幼児教育担当者等へも教育支援に関する理解促進を図るよう記載を盛り込みました。	A (全部反映)
2	乳幼児健診や就学時健診の結果により、早期に子どもたちの学びの場が分けられることのないよう、本人・保護者の考えやニーズに考慮した就学や支援体制がつけられることが必要。		11 頁の「★教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援」において、本人・保護者と市町村教育委員会との教育相談・就学先決定のプロセスについて、市町村就学支援担当者に加えて、保健福祉・幼児教育担当者等への理解促進についても図るよう記載を盛り込みました。	A (全部反映)
3	県北地区での取組のように、各地区において統一した引継ぎシートの様式を使うことで、引継ぎがシステムとして定着していくことにつながると思う。		12 頁の「★引継ぎシート等の活用による継続した支援」において、意見のとおり県北地区での取組を参考としながら、引継ぎシートの開発と全県的な導入を進めていくこととしています。	C (趣旨同一)
4	引継ぎシートは、特別支援学校が使用している個別の教育支援計画を使用するのはどうか。		12 頁の「★引継ぎシート等の活用による継続した支援」において、意見の特別支援学校が使用している個別の教育支援計画についても参考とさせていただきながら、小・中学校、高等学校等の現状を踏まえた引継ぎシートを開発していくこととします。	D (参考)
5	引継ぎシートについて、小中学校の通常の学級においても、支援の必要な子どもすべてを対象とするよう追記してほしい。		12 頁の「★引継ぎシート等の活用による継続した支援」における引継ぎシートは、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子どもについても対象とすることを想定しています。子どもの学習・生活状況や支援方法等について引継ぎがなされるよう、意見を参考にしながら引継ぎシートの作成・活用方法、作成対象等を検討させていただきます。	D (参考)
6	就労支援ネットワーク会議は、高等学校にも知られるようになってきたが、さらなる高等学校の参加体制の整備をお願いしたい。		13 頁の「○就労支援ネットワーク会議等を活用した、高等学校等への情報提供」において、各高等学校に就労支援ネットワーク会議の趣旨や取組等を周知し、必要に応じて参加することができるよう、県教育委員会や高等学校長会等においてもさらに働きかけていくこととしています。	C (趣旨同一)

7	特別支援学校の進路担当者会議への高等学校からの参加をお願いしたい。		意見の特別支援学校の進路担当者会議への高等学校からの参加については、特別支援学校の進路担当者会議の目的や内容、運用等について確認・検討する一つの視点として参考にさせていただきます。	D (参考)
8	卒業後を見据えた指導・支援が、子どもたちを競争に駆り立てることにならないよう、個々に配慮した支援の充実を図るとともに、自立活動重視の指導ではなく、社会への理解を広めていく支援の充実が必要。		13頁の「★特別支援学校等と地域企業等との連携」において、企業との連携協議会を開催したり、「○技能認定会を活用した教育活動」において、技能認定会の周知を図り企業等の参加につなげたりしながら、社会への理解を広めていくこととしています。	C (趣旨同一)
9	個別の教育支援計画等を作成・活用する段階で、専門知識をもたない幼稚園教諭であっても作成できるよう、外部専門家（エリアコーディネーター、特別支援学校等）の指導・支援が確実に得られる仕組み・ルートを作してほしい。		14頁の「○継続型訪問支援・随時相談支援を活用した指導・支援」として、特別支援学校の地域支援について周知し活用することができるよう、リーフレットを作成・配布することとしています。	C (趣旨同一)
10	特別支援学校による継続型訪問支援の実施先に幼保が含まれていないが、個別の指導計画作成の場合、随時相談支援で事足りると思えないことから、継続型訪問支援の実施先に幼保も含めてほしい。		意見の通り、幼稚園等についても継続型訪問支援の実施先に含まれるように記載を修正しました。なお、私立幼稚園・小中学校等の通常の学級については、特別支援学校による随時相談支援として、ケースに応じた内容や回数、派遣方法等を検討・調整しながら対応していきます。	A (全部反映)
11	特別支援教育コーディネーターが、専門性に欠けることが多く、助言や支援が充実していない。特別支援教育の課程を履修している教師にしてほしい。		15頁の「★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援」や、18頁の「○特別支援学校教員、特別支援学級・通級による指導担当教員等研修」として、各種研修を通して特別支援教育コーディネーターの専門性の向上につなげていくこととします。	D (参考)
12	特別支援教育中核コーディネーターが活躍することは、他の小中学校の教員にとっても、より身近な教員に相談することや実践的内容を学ぶことにつながる。特別支援教育中核コーディネーターが、所属校だけではなく、他校への支援と指導ができる体制を保障することで、このシステムを有効に活用することにつながると思う。	ほか1件	15頁の「★地域における特別支援教育コーディネーター連絡会を活用した指導・支援」において、特別支援教育中核コーディネーターを養成・活用できるよう、各教育事務所、各市町村教育委員会と連携を図りながら体制の整備等に取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)

13	特別支援学級の格差が支援内容にも大きくあらわれているが、居住学区の特別支援学級を選択することを強く勧められるのは納得できない。		11 頁の「★教育支援のためのガイドライン」に基づく早期からの教育相談・支援」において、本人・保護者と市町村教育委員会との教育相談・就学先決定のプロセスについて、市町村就学支援・保健福祉・幼児教育担当者等への理解促進を図ることとしています。併せて、15 頁の「○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等」において、各地域の特別支援学級担当が連携を図りながら専門性の向上を図り、それぞれの学級経営や学習指導につなげていくことができるよう進めていくこととしています。	C (趣旨同一)
14	中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等の実施に係わり、特定の学校や職員に過度に負担がかかることのないよう、職員の増員や外部機関に業務の役割を移すなどの体制を整えることが必要。		15 頁の「○複数校の特別支援学級が連携した授業交流・研修等」においては、校内で行っている授業研究会や研修に、地域の小中学校特別支援学級担当等が参加したり、特別支援学級の学級行事を地域の小中学校と合同で実施したりするなど、既存の取組を生かしつつ適切に役割分担しながら、特定の学校等に過度な負担とならないように進めていくこととしています。	C (趣旨同一)
15	登校すること・登校できることが重視されすぎて、子ども一人一人の教育的ニーズを見失わないようにしてほしい。		16 頁の本文に記載していますように、教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、本プランを着実に実行していくこととしています。	C (趣旨同一)
16	学習指導要領の趣旨やそれぞれの学びの場の特性を理解する際に、教育的ニーズはあくまでも本人、保護者のものであることの理解の徹底を求める。		17 頁、18 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、意見の教育的ニーズの考え方についても適宜取扱いながら、学習指導要領を踏まえた学びの場の充実につながるような研修となるよう努めていくこととしています。	C (趣旨同一)
17	特別支援学級の進路指導やコーディネーター業務等、職員の固定化につながらないような配慮が必要。		17 頁、18 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、市町村や各校の望ましい体制整備等につながるよう、『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』（文部科学省・H29）の内容について取り扱うなどして、市町村教育委員会指導主事や特別支援学級担当教員等の研修の充実を図ることとしています。	C (趣旨同一)

18	小中学校の知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい学級では、支援の内容や方法が異なっていることを認識してもらい、主要教科の授業はそれぞれで、必要な支援の下に教育的ニーズに即して行うようにしてほしい。		17 頁、18 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、特別支援学級の教育課程等について理解を深めることができるよう、市町村教育委員会指導主事や特別支援学級担当教員等の研修の充実を図ることとしています。	C (趣旨同一)
19	他校通級がスムーズにいくよう各小学校間で連携を取ってほしい。		17 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、意見の各小学校間の連携の具体である連絡カードや連絡会の実施などの好事例を周知しながら、円滑な他校通級につなげていくこととしています。	C (趣旨同一)
20	東京都目黒区の事例のように、通級指導の教員が他校に出向く形態を取り入れたりしてほしい。		本県の通級指導教室においても、担当教員が他校に出向く形態（巡回指導）を取り入れている教室があります。17 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、好事例を周知しつつ、地域や教室の実情等を踏まえ、市町村教育委員会と連携を図りながら検討を進めていくこととしています。なお、他都道府県の通級による指導内容や通級の対象は、必ずしも本県と同じものではありませんが、国の動向を踏まえつつ、効果的な取組は参考にしていくこととしています。	C (趣旨同一)
21	小中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置が増えている中、その対象となる子どもの実態も多様化しており、指導について苦慮している学校も多い。児童生徒の実態、その後の進路などをイメージした教育課程編成や指導内容・支援方法等について、体制を整備し理解啓発につなげてほしい。		17 頁、18 頁の「教職員等の専門性の向上」に記載しました各種研修において、市町村教育委員会指導主事や特別支援学級担当教員等への研修の充実を図るとともに、20 頁の「★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備」において、市町村教育委員会等による特別支援学級及び通級指導教室の教育課程編成支援についても取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
22	年度途中であっても、保護者と子どもが通級を希望する場合には、自校あるいは他校通級ができるようにしてほしい。指導担当教員の数を増やすとともに、通級教室への通い方にも柔軟性を持たせ、教員数の増員を待つまでの対応にも力を入れてほしい。		制度上は、年度途中からでも通級を開始・終了することができるとなっています。ただし、希望する子どもが多い場合、担当者が指導可能な時間数を超えている場合などの理由で、通級を開始することができないことがあります。20 頁の「★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備」において、県内の実情に応じた通級指導教室の設置や担当教員の配置、体制づくりができるよう、国や市町村と調整を図っていくこととしています。	C (趣旨同一)

23	自校の特別支援学級で通級による指導に準ずる対応を即時にできる体制を整えてほしい。		20 頁の「★特別支援学級・通級指導教室の総合的観点による整備」に記載しました教育課程編成支援において、特別支援学級に在籍している子どもの学習保障を確保しつつ、学校規模や設置されている特別支援学級の障がい種、担当教員の専門性等を勘案しながら特別支援学級の弾力的な運用を個別・具体的に検討し、実施していくこととしています。	C (趣旨同一)
24	中学校の特別支援学級で過ごす場合においても、保護者が希望すれば絶対評価を得られるようにしてほしい。高校入試調査書の評定を得られるようにし、通常の学級と特別支援学級の区別をなくしてほしい。	ほか1件	知的障がい特別支援学校の教育課程を取り入れている特別支援学級があること、下学年の教科の内容を学んでいること、一人一人の学習状況が異なることなどの理由から、一律に通常の小中学校の当該学年の教科等の絶対評価を行うことは適当ではありませんが、子どもの教育的ニーズに即した学びの場の検討や子どもの学習に関する計画や評価について保護者と情報共有し、学習の履歴が進学先等に引き継がれるよう、本プランを着実に実行していくこととします。	D (参考)
25	高校入試調査書の評定は、保護者の要望があれば、中学校の通常の学級と特別支援学級の区別をなくし、たとえ記述による評価が付帯するとしても数値でも示し、どの生徒にも平等に公立高校を受験する権利が与えられるよう望む。	ほか1件	特別支援学級で学ぶ生徒の高校入試調査書の評定は、その生徒の学習の状況がわかる関係資料等をもとに志願先高等学校において総合的に判定されます。特別支援学級で学ぶ生徒も、通常の学級で学ぶ生徒同様、それぞれが学びの場として相応しいと考える進路を選択し、等しく志願することができることを中学校や市町村教育委員会を対象とした入試説明会等において引き続き周知していくこととします。	D (参考)
26	エリアコーディネーターに期待される業務が、高度化、困難化していると思う。本来のエリアコーディネーターの役割に立ち返るべきだと考える。		15 頁の本文及び注釈に記載しましたように、エリアコーディネーターは、当該教育事務所や教育委員会業務への支援を行うとともに、専門性を有する教員等の活用、関係機関・関係者との連絡・調整に関する支援を行うことを原則として運用することとしています。	C (趣旨同一)
27	教育相談コーディネーター養成研修を目的に合わせて特別支援教育分野と二つに分けるか、特別支援教育コーディネーター研修等を別の研修講座で行うか検討するとよいと思う。		研修の目的や内容等を踏まえながら、教育相談コーディネーター養成研修や、各研修講座を活用し、教員の専門性向上につなげていくこととします。意見につきましては、各種研修の実施にあたり参考にさせていただきます。	D (参考)

28	地域の小・中教育学校特別支援学級担当教員の人材育成を加速してほしい。		18頁の「★特別支援学級・通級による指導担当教員を対象とした継続的な研修」として、小・中学校特別支援学級等担当教員を対象とした継続型の研修を新たに実施するなど、各種研修を通して教員の専門性の向上につなげていくこととしています。	C (趣旨同一)
29	交流及び共同学習においては、その目的が行事的内容に終わることのないよう、卒業後の共生を目標にするだけでなく、在学中の教学を保障する居住地の学校への転学を見据えた内容としてほしい。		19頁の本文に記載していますように、一人一人の児童生徒等へのねらいを明確にしながらか校種に応じた交流及び共同学習の取組となるよう進めていくこととします。その中で、児童生徒等のねらいが、意見の転学を見据えるものであれば、ねらいに応じた交流及び共同学習を積み重ねていくこととしています。	C (趣旨同一)
30	「特別支援学級・通級指導教室の整備推進」という記述は、「特別支援学級への受入れを増やす」、「新たな特別支援学級をつくる」とも読み取れ、ますます「分ける教育」に拍車がかかる懸念がある。このことに係る予算を普通学校の合理的配慮を含めた諸条件の整備にまわす等の予算措置をしてほしい。		子どもたち一人一人の多様な教育的ニーズを大切にしながら、総合的観点による教育環境の充実に向けた取組を進め、特別支援教育の推進による共生社会の実現につなげられるよう努めていくこととします。	D (参考)
31	特別支援学校の整備推進は、具体的にはどのようなことか。		21頁の「★特別支援学校の整備推進」に記載しましたように、2019年度から特別支援学校整備計画として対象となる地区や学校等について具体的に策定します。2020年度から実行可能なものは順次取組を進め、本県の特別支援学校における教育環境を計画的・具体的に整備していきます。	F (その他)
32	特別支援学校設置空白地域の解消につながるよう、早期に整備計画を策定し、特別支援教育の充実につなげてほしい。		21頁の「★特別支援学校の整備推進」に記載しましたように、2019年度から特別支援学校整備計画として具体的に策定し、先行実施が可能なものは、2020年度から順次取組を進めていくこととしています。	C (趣旨同一)
33	特別支援学校整備計画に具体的な学校名がなかったが、今後新設予定の学校名を明記してほしい。		21頁の「★特別支援学校の整備推進」に記載しましたように、2019年度から特別支援学校整備計画として対象となる地区や学校等について具体的に策定し、その中で、意見の学校名についても記載させていただきます。	D (参考)
34	二戸市に特別支援学校を設置してほしい。	ほか6件	二戸地区をはじめとした県全体の特別支援教育の現状改善に向けた検討を行い、2019年度から特別支援学校整備計画を策定し、当該市及び周辺町村と協力しながら推進していく予定です。意見につきましては、検討の際の参考とさせていただきます。	D (参考)

35	二戸分教室を久慈拓陽支援学校の分校にしてほしい。		二戸地区をはじめとした県全体の特別支援教育の現状改善に向けた検討を行い、2019年度から特別支援学校整備計画を策定し、当該市及び周辺町村と協力しながら推進していく予定です。意見につきましては、検討の際の参考とさせていただきます。	D (参考)
36	学習環境が調整された発達障がいに対応する特別支援学校が必要だと思う。		各特別支援学校においては、対象とする主障がいに発達障がいを併せ有する児童生徒についても受け入れており、それぞれの教育的ニーズを把握しながら学習環境を調整しています。現行の法令上は、発達障がいのみに対応する特別支援学校を設置することはできませんが、引き続き、国の動向等を注視し、施策に生かしていくこととします。	D (参考)
37	特別支援学校に特別支援教育コーディネーター加配をしてほしい。		特別支援教育コーディネーター加配につきましては、現状においても特別支援学校の約半数に行っております。今後につきましても、意見や地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討させていただきます。	D (参考)
38	地域に根ざす特別支援学校分教室の運用の具体は、どのようなことか。		21頁の「★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用」に記載しましたように、2019年度から特別支援学校整備計画の策定と併せて特別支援学校分教室の運用等について検討していくこととしているため、本プランでは記載しておりませんが、小・中学校と特別支援学校分教室の体制や教育活動を生かしつつ、互いに推進することができるよう、運用の具体を検討していくこととします。	F (その他)
39	地域に根ざす特別支援学校分教室は、既存の分教室も含まれるか。		既存の分教室についても、特別支援学校と小・中学校等の職員が、日常的にかかわり合い、それぞれの教育活動を協力して充実させ、特別支援学校分教室が、地域の学校、地域子どもたちであるという位置付けを強化していくこととしています。	C (趣旨同一)
40	地域に根ざす特別支援学校分教室は、具体的にどの地域の分教室を運用するのか記載してほしい。		21頁の「★地域に根ざす特別支援学校分教室の運用」に記載しましたように、2019年度から特別支援学校整備計画の策定と併せて特別支援学校分教室の運用等について検討していくこととしているため、本プランでは記載していません。	F (その他)
41	特別支援学校分教室については、本当に分教室が必要か、県と地域の市町村で十分に検討してほしい。また、関係機関や保護者の一部の強い声だけでなく広く意見を聞いてほしい。		意見の特別支援学校分教室については、特別支援学校整備計画策定と併せて検討していくことから、策定時の参考とさせていただきます。また、機会を捉えて、本プランについての説明や意見交換などを通して、県民の皆様と一緒に取組をすすめていくこととします。	D (参考)

42	長期入院高校生への巡回指導は、在籍高校の教員が行くべきと考える。		長期入院高校生への対応については、高等学校の現状や近年行われた教育に関する法改正、在籍高校の役割、地域資源の活用等を踏まえながら総合的に教育方法を検討していくこととしています。意見については、検討の際の参考にさせていただきます。	D (参考)
43	個別の教育支援計画等について、通常の学級においても、特別な支援の必要な子どもすべてに作成されるよう追記してほしい。		学習指導要領を踏まえ、保護者と連携を図りながら個別の教育支援計画等を作成するなどして、特別な支援が必要な子どもへの適切な指導と必要な支援につなげることができるよう取組を進めていくこととしています。	C (趣旨同一)
44	特別支援学校の相談対応件数を減らすための努力を特別支援教育コーディネーターだけに任せないように県としての強い対応を望む。		本プランは、特別支援学校の相談対応件数を含めた現状等についても踏まえながら策定し、様々な具体的施策により構成しています。関係諸機関と連携を図りながら、本プランを着実に実行していくこととしています。	C (趣旨同一)
45	登校できない子どもの場合、オンラインで登校できるパルステップについて各市町村での導入を進めてほしい。また、フリースクール等で過ごす時間も登校扱いとしてほしい。		意見の学習支援サービスについても参考とさせていただきながら、各種民間事業、国の制度や動向、先行事例等を注視し、市町村の取組を踏まえ、望ましい体制や子ども一人一人に応じた対応についての情報を市町村と共有し、必要に応じて助言援助していくこととします。	D (参考)
46	不登校になってしまって、教員の手が届かない状況になる前の対策を手厚くしてほしい。		本プランは、特別支援教育に関するプランではありますが、可能な限り、意見の不登校対策についても想定に入れながら策定しています。本プランの実行を通して、市町村教育委員会と連携を図りながら、地域や学校の実情に応じた取組が推進することができるよう助言援助していきます。	D (参考)
47	「いわて特別支援教育推進プラン」(案)に係る各地区の説明会を実施してほしい。		次期プラン策定時の参考にさせていただきます。また、機会を捉えて、本プランについて説明するなどして、県民の皆様の理解につながるよう取り組んでいきます。	D (参考)